

課税標準の特例（一部抜粋）

令和6年10月現在

根拠法令	特例内容	具体例	取得時期	適用期間	特例率
地方税法第349条の3関係					
第349条の3第27項	家庭的保育事業	家庭的保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産	平成29年4月1日から	期限なし	※ 1/3
第349条の3第28項	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産			
第349条の3第29項	事業所内保育事業 (利用定員5人以下に限る)	事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業の用に供する資産			
地方税法附則関係					
第15条第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	※ 1/2
第15条第2項第2号	ごみ処理施設	焼却装置、集じん装置、排水装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	1/2
第15条第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場	貯留構造物、遮水工、雨水集排水装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	2/3
第15条第2項第4号イ	石綿含有廃棄物処理用産業廃棄物処理施設	石綿含有廃棄物溶解設備、無害化処理設備、集じん設備等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	1/2
第15条第2項第4号ロ	上記以外の産業廃棄物処理施設	汚水の脱水・乾燥・焼却施設、廃油の油水分離・焼却施設等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	1/3
第15条第2項第5号	下水道除害施設	公共下水道使用者が設置するpH調整槽・加圧浮上分離装置・汚泥処理装置等	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	※ 2/3
第15条第25項第1号イ	特定太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型太陽光発電設備（1,000KW未満）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	※ 2/3
第15条第25項第3号イ	特定太陽光発電設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型太陽光発電設備（1,000KW以上）	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	3年間	※ 3/4
第63条	中小事業者等認定先端設備	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産及び事業用家屋	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで	3年間	※ ゼロ
第15条第44項	中小事業者等認定先端設備 (賃上げの表明：無し)	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産及び事業用家屋	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年間	1/2
	中小事業者等認定先端設備 (賃上げの表明：有り)		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	5年間	1/3
			令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年間	1/3
第56条第12項	東日本大震災に係る被災代替償却資産	被災資産と同一種類用途の資産、被災資産の復旧補強等の改良費	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	4年間	1/2

※ 地域決定型地方税制特例措置（通称:わがまち特例）により、浦安市税条例で特例率を定めています。

上記取得時期以前に取得したものについては、従前の旧地方税法及び同附則の規定に基づいて、特例が適用され